

○松山大学学生の公欠に関する取り扱い規則

平成14年4月1日

制定

改正 平成16年4月1日

平成18年4月1日

2012（平成24）年4月1日

2013（平成25）年12月19日

2018（平成30）年3月12日

2023（令和5）年3月29日

（目的）

第1条 この規則は、公欠の取り扱いについて定めることを目的とする。

（定義）

第2条 公欠とは、第4条から第12条に定める項目に該当する事項により授業を欠席した場合をいう。

（公欠の取り扱い）

第3条 公欠は、欠席回数に含めない。

2 欠席回数と公欠回数の合計が総授業回数の2分の1を超えた場合、担当教員は、当該授業科目の単位認定を行わないことができる。

3 前項に定める総授業回数は、当該年度当初に予定された総授業回数又はみなし授業総回数（半期15回・通年30回）とする。

（忌引）

第4条 本学学生の3親等以内の直系者又は2親等以内の傍系者が死亡した場合は、別表の通り公欠として取り扱うことができる。

2 別表の日数に死亡日を含めるかどうかについては、当該学生の判断に委ねるものとする。

3 本条の公欠に関する取り扱いは、教務部教務課が行う。

（教育実習・介護等体験・図書館実習等）

第5条 本学学生が教育実習・介護等体験又は図書館実習等に参加する場合は、当該実習期間の範囲内で公欠として取り扱うことができる。但し、実習場所が遠隔地のため往復に日数を要する場合は、教務部の長の判断により実習期間の前後1日を限度に公欠を認めることができる。

2 本条の公欠に関する取り扱いは、教務部教務課が行う。

（健康文化科目等の授業等）

第6条 健康文化科目等の授業中、大学が認定したゼミ旅行・ゼミ合宿中に発生した事故等により授業に出席することが不可能と医師が判断した場合は、その療養に要する期間の範囲内において公欠として取り扱うことができる。

2 本条の公欠に関する取り扱いは、教務部教務課が行う。

(裁判員候補者等)

第7条 本学学生が裁判員制度に基づき、裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員(補充裁判員を含む。以下同じ)として職務に従事する場合は、公欠として取り扱うことができる。

2 公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。なお、遠隔の裁判所へ赴く場合には、往復に要する日数を加えた日数とする。

- (1) 裁判員候補者として選任手続のために裁判所へ出頭する日
- (2) 裁判員として審理に従事する日
- (3) 裁判員として評議・評決に従事する日
- (4) 裁判員として判決の宣告に立ち会う日

3 本学学生は、裁判員としての職務を終えた後、速やかに、公欠願及び裁判所の発行する裁判員の職務に従事した期間の証明書を提出しなければならない。ただし、選任手続期日に裁判所へ出頭し、裁判員に選任されなかった場合は、公欠願及び「裁判員等選任手続期日のお知らせ(呼出状)」に、当日出頭したことの証明を受けたものを提出しなければならない。

4 本条の公欠に関する取り扱いは、教務部教務課が行う。

(就職試験)

第8条 本学学生就職試験日当日及び内定式当日については、公欠として取り扱うことができる。

2 愛媛県松山市内及びその近郊が試験地の場合は、キャリアセンター事務部の長の判断により、試験当日の午前又は午後のみ公欠を認めることができる。

3 第1項の就職試験受験に際し、受験地が遠隔地のため往復に日数を要する場合は、キャリアセンター事務部の長の判断により、試験日当日の前後1日を限度に公欠を認めることができる。

4 内定による拘束日の公欠については、第2項、第3項と同様に扱う。

5 本条の公欠に関する取り扱いは、キャリアセンター事務部キャリアセンター課が行う。

(自治会活動)

第9条 本学学生自治会に所属する公認団体(同好会以上)及びゼミナール連合協議会が公式試合の遠征又は文化活動に参加する場合は、当該年度内2回を限度に公欠として取り扱うことができる。

2 四国地区大学総合体育大会に参加する場合は、前項にかかわらず公欠として取り扱うこと

ができる。

- 3 学生連盟主催の大会で全国大会に参加する場合は、第1項にかかわらず当該年度内2回を限度に公欠として取り扱うことができる。
- 4 前項にかかわらず全国大会（個人種目に限る）、国民体育大会、国際大会に選手として参加する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。
- 5 学生がそれぞれの競技で各種協会や連盟等からの派遣要請により、全国大会又は国際大会へ選手として出場する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。
- 6 学生がそれぞれの競技で各種協会や連盟等からの派遣要請により、競技補助員として国際大会に参加する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。
- 7 学生がそれぞれの競技で全国規模の協会や連盟等からの派遣要請により、強化合宿・遠征等に参加する場合は、その都度公欠として取り扱うことができる。
- 8 前各項に定める大会等に参加する場合の往復の日数については、外国で開催される国際大会を除いて、大会期間中の前後1日を限度に学生部の長の判断により公欠を認めることができる。
- 9 本条の公欠に関する取り扱いは、学生部学生課が行う。

（感染症等）

第10条 本学学生が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症に罹り、隔離又は入院が必要と医師が判断した場合は、その療養に必要な日数の範囲内について公欠として取り扱うことができる。

- 2 本条の公欠に関する取り扱いは、学生部学生課が行う。

（自然災害等）

第11条 自然災害等により、本学学生が現に居住している住居等の崩壊、住居等から本学までの通学手段が遮断された場合には、回復するまでの間の内必要な期間について、学生部の長の判断により公欠を認めることができる。但し、公的機関等の証明書を必要とする。

- 2 本条の公欠に関する取り扱いは、学生部学生課が行う。

（その他）

第12条 第4条から第11条の項目以外で特に公欠として取り扱う必要が生じた場合は、その内容によって教務委員会、学生委員会又はキャリアセンター運営委員会に諮った上でこれを認めることができる。

- 2 本条の公欠に関する取り扱いは、前項の各委員会を所管する部署が行う。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は教務委員会、学生委員会及びキャリアセンター運営委員会の議を経て教学会議が行う。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（2012（平成24）年4月1日）

この規則は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則（2013（平成25）年12月19日）

この規則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

附 則（2018（平成30）年3月12日）

この規則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。

附 則（2023（令和5）年3月29日）

この規則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

別表

忌引日数表

死亡した者	日数		摘要
	血族	姻族	
配偶者	5日		
1親等の直系尊属	(父母) 5日	2日	
1親等の直系卑属	(子) 5日	1日	
2親等の直系尊属	(祖父母) 3日	1日	
2親等の直系卑属	(孫) 1日		
2親等の傍系者	(兄弟姉妹) 3日	1日	
3親等の直系尊属	(曾祖父母) 1日		
3親等の直系卑属	(曾孫) 1日		

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族にする。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。